

## 【消費者教育に係る法律、計画等】

- ・「消費者基本法」及び「消費者基本計画」に基づき、国として「学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて消費生活に関する教育を充実する等必要な施策を講ずる」必要がある。消費者基本法第17条
- ・「消費者教育推進法」においても、基本理念として「消費者教育を推進する多様な主体の連携の確保による効果的な実施」が定められている。また、都道府県・市町村においては、消費者教育推進計画の策定、消費者教育推進地域協議会の設置が努力義務として規定。消費者教育推進法第3条、第10条、第20条
- ・推進法を受けて閣議決定された「消費者教育の推進に関する基本的な方針」においては、地域の多様な主体間のネットワーク化を図ること、相互の連携と情報共有の仕組みを作ることの必要性が明記。

## 【現状と課題】 ~ 消費者教育取組状況調査(22年度文部科学省委託調査)から ~

- ・ 教育委員会と消費者担当部局との連絡協議会の設置状況(都道府県・政令市:37.9%、市町村:0.9%)
- ・ 連絡協議会の課題「取組報告に終わる」(30.3%)、「形式的」(24.2%)  
教育委員会において、消費者教育の実施意識が低く、消費者担当部局との連携も意識されていない。
- ・ 社会教育では、これまで公民館等で現代的・地域課題に関し、地域住民への教育・学習支援をおこなってきている。  
地域の教育を推進する上で有効な力を有する社会教育が消費者教育の推進に生かされていない。

## 地域における消費者教育が一層推進されるよう、教育行政を含む連携・協働体制づくりを支援

### 【事業内容】

#### 文部科学省

##### 消費者教育推進委員会の設置

委託調査研究の審査及び評価、地域における消費者教育を推進する際の教育行政分野での取組方策等を検討を行う。

##### 消費者教育アドバイザーの組織化・派遣

全国の社会教育等における消費者教育の先駆的实践者を、文部科学省が委嘱し、地方自治体等の求めに応じて派遣する。具体的には、委託先への助言のほか、消費者教育推進体制が立ち上がった地域を対象に、推進する上での個別の課題に関して指導・助言を行う。

##### 消費者教育連携・協働推進全国協議会の開催

文部科学省、委託先等からの成果報告及び地域課題の共有や人的交流が行われる場として、全国協議会を中央及び地方で開催する。

#### 地域

##### 連携・協働による消費者教育推進のための実証的調査研究

自主的な消費者教育の推進体制づくりが困難な地域を想定し、効果的な教育体制を実証する。調査研究の実施体制として、地域の教育委員会や関係機関等で実行委員会を組織する。その上で、社会教育の仕組みや取組を活用し、連携・協働により消費者教育を実施する。

##### 【取組例】

- ・図書館等社会教育施設において、消費者団体等と協働で、消費者教育講座を実施。親子、高齢者など受講者の特性に合わせた学習機会を提供。
- ・消費者団体・企業等が行っている講師派遣や出前講座等の取組を、学校や大学、社会教育施設、町内会等で実施するための橋渡し。
- ・消費者、福祉、環境等多様な関係者が行っている取組実践を共有し、相互に連携するためのきっかけづくり(地域における消費者教育の見本市等)

➡ 連携・協働による消費者教育推進体制の姿を提示

効果的な連携・協働による消費者教育推進体制を全国に構築し、消費者の学習機会を確保

平成25年7月23日  
生涯学習政策局長決定

## 「消費者教育推進委員会」について

### 1. 趣旨

「消費者基本計画」(平成22年3月30日閣議決定)等において、学校、家庭、地域、職域その他の様々な「場」において、消費者教育の充実が求められている。また、消費者教育の一層の推進のために、平成24年8月に消費者教育の推進に関する基本的な方針が成立し、これに基づき平成25年6月28日には、消費者庁と文部科学省において消費者教育の推進に関する基本的な方針も作成したところである。しかしながら、教育委員会における消費者教育の実施や、消費者行政部局との連携は十分ではない現状がある。

このため、広く有識者からの協力を得て、地域における消費者教育の連携・協働の体制づくりや「連携・協働による消費者教育推進事業」の円滑かつ効果的な実施等について、「消費者教育推進委員会」を開催し、検討・検証等を行う。

### 2. 実施事項

- (1) 地域における消費者教育の推進に関すること
- (2) 「連携・協働による消費者教育推進事業」に関すること
- (3) その他

### 3. 実施方法

- (1) 本委員会は別紙の消費者教育に関する有識者等で構成し、2に掲げる事項について検討を行うものとする。
- (2) 連携・協働による消費者教育推進事業を実施するにあたって、具体的な事項を検討・調査分析等するために、本委員会の下に部会等を置くことができる。

### 4. 実施期間

平成25年7月23日から平成26年3月31日までとする。

### 5. 庶務

委員会の庶務は、生涯学習政策局男女共同参画学習課において処理する。

## 消費者教育推進委員会委員

- |         |                            |
|---------|----------------------------|
| 上 村 協 子 | 東京家政学院大学現代生活学部教授           |
| 柿 野 成 美 | 公益財団法人消費者教育支援センター総括主任研究員   |
| 清 國 祐 二 | 香川大学生涯学習教育研究センター長          |
| 須 黒 真寿美 | 公益社団法人全国消費生活相談員協会消費生活専門相談員 |
| 西 村 隆 男 | 横浜国立大学教育人間科学部教授            |
| 萩 原 なつ子 | 立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科教授     |
| 早 川 三根夫 | 岐阜市教育委員会教育長                |

# 平成25年度 連携・協働による消費者教育推進のための 実証的共同研究について

## 目的

地域における消費者教育の推進体制づくりを進めるため、地方公共団体(消費者行政部局、教育委員会)または地方公共団体を母体とする実行委員会が中心となり、消費者教育に関する担い手の養成や学習機会の提供、多様な関係者の取組を共有出来る場の創設について、社会教育の仕組みや取組を活用した実証的調査研究等を行い、効果的な連携・協働による消費者教育推進体制を全国に構築する。

## 取組概要

### 1. 国立大学法人静岡大学

事業 題名	大学生に対する体系的な消費者教育実施に向けた教材開発
概 要	<p>本事業の目的は、消費者問題をほとんど理解していないと思われる大学生を対象に、半期 15 回分の消費者教育授業を行うために、効果的かつ体系的な教材の開発を行うことにある。ここでいう体系的な教材とは、「消費者教育の体系イメージマップ」ver.1 に書かれている「消費者市民社会の構築」、「商品等の安全」、「生活の管理と契約」、「情報とメディア」を包括的に含んだものを指している。</p> <p>静岡大学教員と地元の消費者団体である消費者問題ネットワークしずおかに所属する静岡県司法書士会、生活協同組合ユークoopしずおか県本部、静岡県労働金庫、静岡県労働者福祉協議会、静岡大学消費生活研究サークルなどを中心に、地元の行政機関である静岡市消費生活センター、さらに地元の外部専門家など多様な主体が連携して、学生のニーズを充分に考慮しつつ、試行的な授業や意見交換を行い、社会的に有益な教材開発につなげたい。</p>

### 2. 特定非営利活動法人南大阪地域大学コンソーシアム

事業 題名	消費者市民社会の構築にむけた小・中・高・大学向けの消費者教育プログラムの開発・実践・検証
概 要	<p>本取組は、地方公共団体で責務とされる消費者教育の中で、学校教育で行われる消費者教育の学習プログラムを開発し、将来の社会の担い手となる消費者育成についての実証的共同研究を行う。学習プログラムは、小学校、中学校・高等学校、大学という段階別に開発するとともに、小、中・高、大学で実践、検証し、今後各自治体で行われる際のモデル学習プログラムとなることをめざす。また、本取組の推進にあたって設置する研究協議会体制は、大学、自治体、教育行政、企業、消費生活センター等が連動して取り組む消費者教育推進体制モデルとなることをめざす。一方、今後の新法の普及・啓発のために、まずは興味をもち知ってもらうことが重要と考え、ゲーム形式で楽しみながら学ぶことのできる教材「消費者教育人生ゲーム」を開発し、その教材を使い、親子で楽しみながら学べる消費者教育イベントを実施する。</p> <p>学習プログラムを開発するにあたっては、従来の消費者教育で行われてきた「被害にあわないための教育」はすでに多くの手法が開発されていることから、</p>

	<p>本事業では、新法で新たに定義づけされた「消費者市民社会」の考え方である、持続可能な社会を実現するために、個々の消費者の特性や消費生活が多様であることを理解し、一人ひとりが自らの消費行動に対して自覚し行動する市民の育成に資する内容に特化し、新法のめざす理念の理解を促すための教育の在り方を探るものとする。</p>
--	--

### 3. 雲南省教育委員会

事業 題名	「食」を通じた消費者育成推進事業
概 要	<p>雲南省では、今回この事業で「弁当の日」を活用した子供たちとその保護者への消費者教育に取り組む。</p> <p>具体的には、実行委員会を市内の農業・商業関係者、保護者、学校教職員や行政職員(食育担当課・消費者センター・教育委員会)などで構成し、「弁当の日」について多様な立場・視点から検討を行う。</p> <p>子供たちが自らの手で弁当を作るという「弁当の日」をどう活用することで食の安心安全や、食品ロスの問題、地産地消について効果的に考えを深めることができるか考え、その目的達成のための広域的なネットワークの構築を図る。</p> <p>その成果の一端として「ひろがれ！ 弁当の日雲南省大会」を開催し、広く市民の参加を募ることでこの活動の普及周知を図り、子供を核とした「『食』を通じた消費者教育」の推進を図る。</p> <p>この事業を通して、これまで主に学校と家庭のみで完結していた「弁当の日」の取り組みに市内の様々な立場の視点が注がれることとなり、子供は「弁当の日」を通じてより豊かな学びの場を得ることができるようになる。また、実行委員会の中で生まれたネットワークは、学校や地域における消費者教育をより多角的にサポートすることを可能にし、時代に即した消費者啓発が可能になる。</p>

### 4. 中萩校区まちづくり推進委員会

事業 題名	地域で取り組む消費者教育推進事業
概 要	<p>現代社会は急激に変化し、その環境変化に適応しなければ消費者として安心できる生活ができない状況も生まれている。過剰な情報を正しく分析、判断し、生き抜いていくためにも学習の機会を提供していくことが重要である。</p> <p>私たちの中萩校区でも様々な消費者問題が生まれ、被害に遭遇する住民も生まれている。すべての住民が学習し、危険を回避する能力を身に付け、賢い消費者になる。また当事業を通じてともに助け合う共助の意識付けなど地域風土を変革していきたい。</p> <p>事業の目的は 被害者を出さない、賢い消費者となる、地域に消費者教育のネットワークをつくる。ことを掲げており、以下の事業を中萩校区の地域課題解決に取り組んでいる住民組織である「中萩校区まちづくり推進委員会」が取り組む。また、公民館は当該事業を推進する事務局としてコーディネーター役を担う。</p> <p>定期的に委員会での企画会議を開催し、事業内容を策定し、事後には第三者機関による評価を行うことで、地域住民の連帯感を醸成し、絆を強化したい。</p>

## 「消費者教育アドバイザー」派遣実施要綱

平成 25 年 9 月 6 日  
生涯学習政策局長決定

### 1. 趣 旨

地域における消費者教育が、連携・協働により一層推進されるよう、全国の社会教育等における消費者教育の先駆的实践者を、文部科学省が委嘱し、地方自治体からの求めに応じて派遣する。

### 2. 派遣の対象

地方自治体等からの要請に対して、文部科学省が必要と判断した場合に派遣を行う。派遣を希望する場合は、少なくとも派遣希望日の 1 か月前までに、文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課に申請を行う。地域の団体等が申請する場合は、地方自治体を通じて申請を行うこととし、派遣の際も、可能な限り地方自治体等の担当者が立ち会うなど、地域における消費者教育の個別課題について、地域と地方自治体が共有できるような受け入れ体制の整備を行うこと。

### 3. 業務内容

- (1) 派遣要請のあった地域を訪問し、地域における消費者教育の個別課題について相談を受け付け、適切な助言や情報の収集等を行うなど、その取り組みの支援。
- (2) 文部科学省からの要請に応じ、文部科学省が実施する事業等への参加・助言。
- (3) その他「連携・協働による消費者教育推進事業」の円滑な実施のために必要な事項。

### 4. 実施方法

別紙 1 の派遣者の協力を得て、上記 3. に掲げる業務を行うものとする。

### 5. 実施期間

平成 25 年 9 月 6 日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。

### 6. 派遣の流れ

別に定める。

### 7. 派遣申請期間

平成 25 年 9 月 6 日から平成 26 年 2 月 28 日（必着）とする。

## 8. その他

- (1) 別紙1の派遣者については、本要綱に基づき、別途文部科学省から委嘱を行う。
- (2) 派遣業務に係るアドバイザーへの旅費・謝金等の支出については、派遣者からの報告に基づき、文部科学省から支出する。
- (3) 派遣を受け入れた地方自治体等は、派遣終了後速やかに派遣結果の報告を文部科学省に行うとともに、派遣効果の普及のために、積極的に報道機関への周知や、各種会議での報告等を行うことを努めることとする。
- (4) 本件に係る手続き等の庶務については、文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課が行う。

# 消費者教育フェスタについて

## 趣 旨

文部科学省の消費者教育に関する事業（生涯学習政策局、初等中等教育局）の成果を広く還元するとともに、消費者教育を実践する多様な主体と連携・協働することにより、消費者教育の更なる推進を図る。

**主 催** 文部科学省

**協 力** 社会的責任に関する円卓会議

### < 社会的責任に関する円卓会議 >

多様な主体（事業者団体、消費者団体、労働組合、NPO・NGO、金融、行政）が対等な立場で参加し、政府だけでは解決できない課題に協働して取り組むための枠組み。（平成21年3月設立）

**主な参加者** 教育委員会関係者、消費者行政関係者、大学関係者、消費者教育を実践する者（事業者団体、消費者団体等）など

### 【実績】

平成24年度

- ・平成25年1月30日、31日 会場：兵庫県神戸市（神戸市、神戸市教育委員会、神戸市消費者協会と共催）  
参加者：2日間延べ1,123名
- ・平成25年2月27日、28日 会場：文部科学省 参加者：2日間延べ297名

平成25年度

- ・平成25年12月5日 会場：北海道札幌市

### 【予定】

- ・平成26年1月17日 会場：愛知県名古屋市
- ・平成26年1月30日、31日 会場：千葉県千葉市（千葉市教育委員会と共催）

# 新学習指導要領における消費者教育に関する主な内容

## 小学校<文部科学省平成20年3月告示> (平成23年度から実施)

### (家庭科)

- ・物や金銭の大切さに気付き、計画的な使い方を考えること
- ・身近な物の選び方、買い方を考え、適切に購入できること

## 中学校<文部科学省平成20年3月告示> (平成24年度から実施)

### (社会科(公民))

- ・契約の重要性やそれを守ることの意義及び個人の責任などに気付かせること
- ・金融などの仕組みや働き
- ・消費者の自立の支援なども含めた消費者行政(消費者保護の例示として新設)

### (技術・家庭科)

- ・自分や家族の消費生活に関心をもち、消費者の基本的な権利と責任について理解すること(新設)  
(消費者基本法、消費生活センター、クーリング・オフ制度等)
- ・販売方法の特徴について知り、生活に必要な物質・サービスの適切な選択、購入及び活用ができること  
(環境への配慮、電子マネー等)

## 高等学校<文部科学省平成21年3月告示> (平成25年度入学生から実施)

### (公民科)

- ・消費者に関する問題  
(消費者基本法、消費者契約法、多重債務問題、製品事故等)

### (家庭科)

- ・消費生活の現状と課題や消費者の権利と責任  
(消費構造の変化、消費行動の多様化等)
- ・消費生活と生涯を見通した経済の計画(新設)
- ・契約、消費者信用及びそれらをめぐる問題  
(クレジットカードの適切な利用、多重債務問題等)
- ・消費者問題や消費者の自立と支援

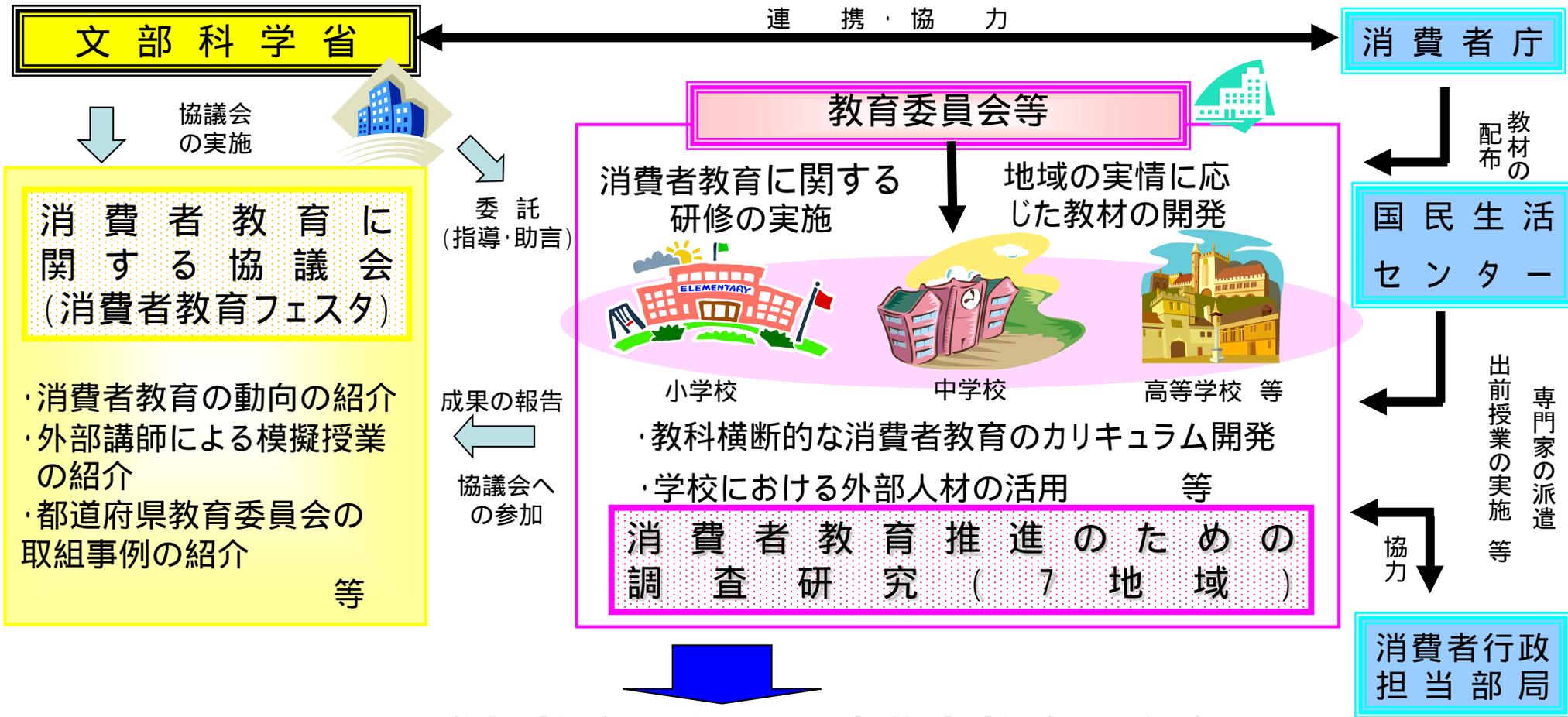
( )内は学習指導要領解説における記述

# 学校教育における消費者教育の推進

平成25年度予算額 8,047千円

## 概要

消費者教育推進法(平成24年12月施行)や同法に基づく消費者教育の推進に関する基本的な方針や消費者基本計画等を踏まえ、関係機関や団体等との効果的な連携の下、学校における消費者教育の実践的な取組について調査研究を行うとともに、消費者教育に関する協議会を通じた成果の普及等を図ることにより、学校における消費者教育の推進を図る。



## 学校教育における消費者教育の充実

平成25年度「消費者教育推進のための調査研究事業」指定地域一覧

番号	指定地域	主な事業内容
1	北海道教育委員会 北海道江別高等学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定校における調査研究</li> <li>教科横断的な消費者教育のカリキュラムの開発</li> <li>言語活動の充実を図る公民科、家庭科の授業改善</li> <li>学校における外部人材の効果的活用</li> <li>教員研修</li> <li>消費者教育指導者養成講座の開催</li> <li>管内高等学校家庭科教員研修会の実施</li> </ul>
2	高知県教育センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>教員研修</li> <li>外部機関(高知県消費生活センター、高知県多重債務者対策協議会など)と連携し、消費者市民社会に関する知識を学んだり、各校の実践事例を基に校種間及び教科間連携の授業づくりを行ったりする研修の実施</li> </ul>
3	千葉市教育委員会 千葉市立轟町小学校 千葉市立轟町中学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定校における調査研究</li> <li>教材開発</li> <li>環境教育、食育の視点からの授業実践(社会科、家庭科)</li> <li>学校での学習を家庭で実践することを促す「実践ノート(仮称)」の作成</li> <li>教員研修</li> <li>外部機関(千葉市消費生活センター、消費者支援センター)と連携した研修</li> </ul>
4	伊勢市教育委員会 伊勢市立小俣中学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定校における調査研究</li> <li>技術・家庭科(家庭分野)を中心としたクロスカリキュラムの充実</li> <li>地域の文化的な特産品を扱う授業実践</li> <li>地域(NPO、企業、商工会など)との連携</li> </ul>
5	鈴鹿市教育委員会 市内小中学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定校における調査研究</li> <li>小学校において、食育や環境教育と関連した消費者教育を実践</li> <li>中学校において、職場体験活動を取り入れた消費者教育の実践</li> <li>外部機関(消費生活センターなど)との連携</li> </ul>
6	国立大学法人お茶の水女子大学 お茶の水女子大学附属高等学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定校における調査研究</li> <li>「家庭総合」における授業実践</li> <li>「エシカル・ファッション」や「藍染め」をテーマとし、情報科や総合的な学習の時間等と連携を図った取組</li> </ul>
7	国立大学法人愛媛大学 愛媛大学附属高等学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定校における調査研究</li> <li>「消費者教育年間カリキュラム」の作成</li> <li>NGOと連携し、体験・交流を取り入れた小・中・高校・大学の連携による「愛媛大学地球市民教育プログラム」の作成</li> </ul>
8	学校法人札幌光星学園 札幌光星高等学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定校における調査研究</li> <li>公民科を中心とした教科横断的なカリキュラムの開発</li> <li>札幌弁護士会と連携し、法教育との融合を図る実践</li> </ul>
9	学校法人瀬戸内学園 広島桜が丘高等学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定校における調査研究</li> <li>校内研修の実施</li> <li>「現代社会」における授業実践</li> <li>金融教育としての租税教室の実施</li> </ul>